

平成31年4月1日

法務大臣 山下 貴 司

指名をすべき難民審査参与員の班の順序等について

出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「施行規則」という。）第58条の9第1項に規定する「指名をすべき難民審査参与員の班の順序」を次のとおり定める。

## 1 班の種類

### (1) 常設班

あらかじめ定められた3人の難民審査参与員（以下「参与員」という。）によって構成され、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局（以下「事務局設置局」という。）にそれぞれ常置される班をいう。

### (2) 臨時班

迅速かつ公正な手続を促進するため必要な場合において、その都度定められた3人の参与員によって構成され、事務局設置局に臨時に設置される班をいう。

## 2 参与員の指名順序

### (1) 指名順序の方法

ア 常設班にあらかじめそれぞれ番号を付した上、地方出入国在留管理局及びその支局から送付された受付及び指名予定事件報告書に基づき、常設班のうち番号が小さい班から順次配分をし（番号が最も大きい班まで配分をしたときは、再び、番号が小さい班から順次配分をする。）、配分をされた班に構成されている3人の参与員を指名する。

なお、配分をすべき常設班に構成されている参与員の全部又は一部について施行規則第58条の9第2項に規定する事由が認められる場合（当該参与員の全部又は一部から公正な意見の提出に重大な支障を及ぼすおそれがあるとの申出があった場合を含む。）には、

同班の次順の常設班に配分する。

- イ 東京出入国在留管理局，同横浜支局，同成田空港支局，同羽田空港支局，仙台出入国在留管理局及び札幌出入国在留管理局が管轄する事件については，東京出入国在留管理局に設けられた常設班（以下「東京班」という。）に配分し，名古屋出入国在留管理局及び同中部空港支局が管轄する事件については，名古屋出入国在留管理局に設けられた常設班（以下「名古屋班」という。）に配分し，大阪出入国在留管理局，同神戸支局，同関西空港支局，広島出入国在留管理局，高松出入国在留管理局，福岡出入国在留管理局及び同那覇支局が管轄する事件については，大阪出入国在留管理局に設けられた常設班（以下「大阪班」という。）に配分することとする。

ただし，特定の事務局設置局の班に業務の負担が偏ることにより，迅速な手続の実現に支障が生じるおそれがある場合には，審査請求人の負担にならない限りにおいて，他の事務局設置局の班に配分することができる。

- ウ 口頭意見陳述を実施しないことが見込まれる事件等，迅速な審査が可能かつ相当な事件については，難民認定申請時（原審）における審査状況等に鑑み，臨時班に配分し，配分を受ける臨時班に構成された3人の参与員を指名することができる。

## (2) 指名順序の例外

- ア 過去に難民の認定をしない処分等に対する異議申立て又は審査請求を却下又は棄却された者が，再度，難民認定申請をした上で審査請求をした場合には，臨時班に配分する事件を除き，過去の異議申立て又は審査請求の審理に関与した常設班に配分し，同班に構成されている3人の参与員を指名する。
- イ 既に特定の班に配分して参与員が指名されている事件との関連性が認められる事件については，原則として，当該特定の班に配分し，同班に構成されている3人の参与員を指名する。
- ウ 審査請求人が女性である事件については，その申立内容を踏まえ，女性の参与員が含まれる常設班に配分するよう配慮する。
- エ 各班の処理状況等についても勘案し，特定の班に業務の負担が偏らないよう配慮する。

## (3) 臨時的措置

事件の処理状況等に照らし、上記２（１）及び（２）により参与員を指名すれば、審理を終えるまでに相当な期間を要すると見込まれる場合には、行政不服審査法上の手続を円滑に進めるとともに、迅速かつ公正な手続を促進するため、臨時的措置として、難民認定制度に関する知識又は経験の豊富な３人の参与員によって構成される臨時班に事件を配分し、当該臨時班に構成された３人の参与員を指名することができる。

この場合において、事件の処理状況等に照らし、当該事件の審理を速やかに終えることができる見込みになったときは、上記指名を取り消した上で、改めて上記２（１）及び（２）により配分し、新たに配分を受けた班に構成されている３人の参与員を指名する。

平成28年7月5日

法務大臣 岩 城 光 英

審理手続を行う難民審査参与員の指名等について

出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「施行規則」という。）第58条の9第1項に規定する「指名をすべき難民審査参与員の班の順序」を次のとおり定める。

## 1 班の種類

### (1) 常設班

3人の難民審査参与員（以下「参与員」という。）によってあらかじめ定められた構成により編成され，東京入国管理局，名古屋入国管理局及び大阪入国管理局（以下「事務局設置局」という。）にそれぞれ設置される班をいう。

### (2) 臨時班

迅速かつ公正な手続を促進するため必要な場合に，3人の参与員によって臨時に編成され，事務局設置局に必要な応じて設置される班をいう。

## 2 参与員の指名順序

### (1) 指名順序の方法

ア 常設班にあらかじめそれぞれ番号を付した上，地方入国管理局から送付された受付及び指名予定事件報告書に基づき，常設班のうち，番号が小さい班から順次配分し，同班に編成されている3人の参与員を指名する。

その際，各班の処理状況等も勘案し，特定の班に業務の負担が偏らないよう配慮する。

なお，配分予定の常設班に編成されている参与員の全部又は一部に施行規則第58条の2に規定する不適格事由が認められる場合あるいは同参与員の全部又は一部から公正な意見の提出に重大な支障を及ぼすおそれがあるとの申出がなされた場合には，同班の次順の

常設班に配分する。

イ 東京入国管理局，同横浜支局，同成田空港支局，同羽田空港支局，仙台入国管理局及び札幌入国管理局が管轄する事件については，東京入国管理局に設けられた常設班（以下「東京班」という。）に配分し，名古屋入国管理局及び同中部空港支局が管轄する事件については，名古屋入国管理局に設けられた常設班（以下「名古屋班」という。）に配分し，大阪入国管理局，同神戸支局，同関西空港支局，広島入国管理局，高松入国管理局，福岡入国管理局及び同那覇支局が管轄する事件については，大阪入国管理局に設けられた常設班（以下「大阪班」という。）に配分することとする。

ただし，特定の事務局設置局の班に業務の負担が偏ることにより，迅速な手続の実現に支障が生じるおそれがある場合には，審査請求人の負担にならない限りにおいて，他の事務局設置局の班に配分することができる。

ウ 口頭意見陳述を実施しないことが見込まれる事件等，迅速な審理が可能かつ相当な事件については，原審での審理状況等に鑑み，臨時班に配分し，同班に編成された3人の参与員を指名することができる。

## （2）指名順序の例外

ア 過去に難民認定申請についての異議申立て又は審査請求を却下又は棄却された者が，再度，難民認定申請をした上で審査請求をした場合には，臨時班に配分する事件を除き，過去の異議申立て又は審査請求の審理に関与した常設班に配分し，同班に編成されている3人の参与員を指名する。

イ 既に特定の班に配分して参与員が指名されている事件との関連性が認められる事件については，原則として，同じ班に配分し，同班に編成されている3人の参与員を指名する。

ウ 審査請求人が女性である事件については，その申立内容を踏まえ，女性の参与員が含まれる常設班に配分するよう配意する。

## （3）臨時的措置

事件の処理状況等に照らし，上記2（1）及び（2）により参与員を指名すれば，審理を終えるまでに相当な期間を要すると見込まれる場合には，行政不服審査法上の手続を円滑に進めるとともに，迅速か

つ公正な手続を促進するため、臨時的措置として、難民認定制度に関する知識又は経験の豊富な3人の参与員によって編成される臨時班に事件を配分し、同班に編成された3人の参与員を指名することができる。

この場合において、事件の処理状況等に照らし、当該事件の審理を速やかに終わることができる見込みになったときは、上記指名を取り消した上で、改めて上記2（1）及び（2）により配分し、新たに配分を受けた班に編成されている3人の参与員を指名する。

#### （4）経過措置

平成26年法律第68号による改正前の行政不服審査法の適用を受ける事件については、上記2（3）を除き、なお従前の例によることとし、上記2（3）を準用する場合は、「を指名する」を「の意見を聴くこととする」と読み替える。

難民の認定をしない処分に対する不服申立て案件の平均処理期間について

令和5年5月26日

出入国在留管理庁

○ 不服申立て案件の平均処理期間

- ・ 平成27年 28. 5月
- ・ 平成28年 22. 7月
- ・ 平成29年 21. 2月
- ・ 平成30年 18. 0月
- ・ 令和 元年 17. 9月
- ・ 令和 2年 26. 8月
- ・ 令和 3年 20. 9月
- ・ 令和 4年 13. 3月